

すまい給付金

住宅を取得すると収入に応じ最大50万円が給付

概要

すまい給付金は、消費税率引き上げにともなう負担を緩和するために導入された制度です。

新築住宅、中古住宅ともに対象で、給付額は都道府県民税の「所得割額」と持分割合で決まり、所得割額はおよそ収入によって決まり、最大50万円が給付されます。

このような方が利用できます

- ▶ 住宅を取得し、登記上の持分を所有する人。
- ▶ 住民票において、取得した住宅への居住が確認できる人。
- ▶ 住宅ローンを利用しない場合のみ、年齢が50歳以上の人。

このような住宅が利用できます

自ら居住することを目的とした、以下の要件を満たす住宅

- ▶ 住宅を新築または新築住宅を購入
 - ① 住宅ローンを利用する場合
 - ・ 床面積が50㎡以上の住宅
 - ・ 施工中等に検査を実施し一定の品質が確認された住宅(例:住宅瑕疵担保責任保険への加入、建設住宅性能表示制度を利用等)
 - ② 現金購入の場合
 - ①の要件に加え、
 - ・ 50歳以上で目安650万円以下の収入額(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)の者が取得する場合に限る
 - ・ 省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅(フラット3Sの基準に適合する住宅)
- ▶ 中古住宅を取得
 - ① 住宅ローンを利用する場合
 - ・ 床面積50㎡以上の住宅
 - ・ 売主が宅地建物取引業者である
 - ・ 中古住宅売買時等に検査を受け品質が確認された住宅(例:既存住宅売買瑕疵保険への加入等)
 - ② 現金購入の場合
 - ①の要件に加え、
 - ・ 50歳以上で目安650万円以下の収入額(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)の者が取得する場合に限る

これだけお得です

給付額 = 給付基礎額 × 持ち分割合

給付額は、住宅取得者の収入および不動産登記上の持分比率で決まります。

都道府県民税の所得割額	収入額の目安	給付基礎額
7.60万円以下	450万円以下	50万円
7.60万円超 9.79万円以下	450万円超 525万円以下	40万円
9.79万円超 11.90万円以下	525万円超 600万円以下	30万円
11.90万円超 14.06万円以下	600万円超 675万円以下	20万円
14.06万円超 17.26万円以下	675万円超 775万円以下	10万円

※神奈川県は他都道府県と住民税が異なるため、所得割額が表と異なります。

※現金取得者の収入額目安の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。

※収入額の目安は扶養対象となる家族が一人の場合をモデルに試算。

制度期限 ▶ 2021年12月31日まで
対象 ▶ 2021年12月31日までの入居者

制度の詳細 ▶ すまい給付金サイト
<http://www.sumai-kyufu.jp>

